

田原本町カーシェアリング（超小型EV）事業の概要

令和3年9月30日
田原本まちづくり観光振興機構

田原本町
新モビリティサービス協議会

EVオーナー
（事業所・個人など）



事業報告
↑
↓ 運営支援

支払
（利用料・手数料）
↑
↓ オーナー登録

（一社）田原本まちづくり観光振興機構
・EV車両のオーナーへの販売
・オーナーと利用者の利用日時などの調整・予約システムの管理・運営
・貸出車両の保管場所など管理・運営
（手数料収入を主な原資として事業運営）

共同
使用
契約

利用登録
利用料支払
↑
↓ 実際の貸出

EV貸出利用者
（事業所・個人など）

- ・田原本まちづくり観光振興機構は、契約や利用料支払のプラットフォームとしての役割を担う。
- ・オーナー制をとることにより、車両の調達費用をかけずにシェアリングの仕組みを構築できる。
- ・利用ごとに、オーナーと利用者間で「共同使用契約」を締結する。